

回 答 書

令和8年5月26日付けで提出いただきました質問票について、以下のとおり回答します。

【質問①】

仕様書「4業務内容（1）施策等検討に要するデータ収集・分析、資料作成」に関して各種報告書は、市町ごとに作成する必要がありますか。また、市町への配布予定はありますか。

【回答①】

老人福祉圏域（福井・坂井、奥越、丹南、嶺南）や市町ごとの分析等を想定しています。市町においても同様に計画策定年度であるため、分析等の結果を報告書として作成し、市町あて送付する予定です。

参考として、令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、第10期計画における基本的な考え方や方向性について示されていますので、下記に抜粋します。

（略）地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められる。このような地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、（略）介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、（略）具体的な取組や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要である。

仕様書「4業務内容（3）県業務支援②計画策定を検討するための県懇話会等の運営を支援すること。」に関して

【質問②】

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定懇話会について、原則訪問が必須ですか。また、日程については何日前の提示となりますか。弊社側の予定を出してそれに合わせた日程調整となりますか。

【質問③】

協議の場（医療・介護の体制整備に係る協議の場）について、資料作成のみで出席は必要ない認識で問題はないですか。

【質問④】

懇話会についての議事録について、作成フォーマットは既存で使用されているものを使用させていただき認識で問題ないか。発言録ではなく概要などの内容を想定していますが認識は異なっていますか。

【回答②】

懇話会は、懇話会委員の皆様の予定を最優先して日程調整をさせていただいたうえで、可能な限り受託者様のスケジュールも考慮させていただきます。日程の提示は調整状況次第になりますが、遅くとも1週間前には決定する予定です。

【回答③】

問題ありません。

【回答④】

フォーマットは既存のもので問題ありません。発言録を想定しておりますが、発言内容を漏れなく追える内容であれば要約したもので構いません。なお、録音データは受託者様のほうでご準備願います。

【質問⑤】

仕様書「4 業務内容（3）県業務支援③計画素案作成」に関して弊社機能としてデザイン等に特化した機能がございません。そのため、最終成果物である計画最終案のパンフレットなどについては、デザイン等の制作会社に依頼する際の資料の完成度となりますが、問題はないですか。

【回答⑤】

計画最終案とは、当課が印刷業者へデータを渡し、冊子の印刷を行う前段階の入稿データを想定しています。したがって、文章の校正、レイアウト・デザインまで整えた計画最終案であることが望ましいですが、デザイン等に特化した機能を持ち合わせていないことを理由に、直ちに選定委員会の審査を外れるわけではありません。選定委員会にて評価を行い、選定の可否が協議されます。

【質問⑥】

仕様書「7 その他留意事項」に関して「業務責任者または業務担当者は月1回程度の頻度で福井県を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うこと。」についてWEBへの置き換えは可能ですか。

【回答⑥】

打合せ内容が数分程度の単なる事実確認、あるいは、WEB上で事足りると判断される軽微なものに関しては、受託者様の移動時間等のご負担を考慮して、WEBを活用するなど柔軟に検討していく予定です。一方で、WEBでの打合せは通信環境や画面共有の制約により、細部の確認や踏み込んだ議論が難しい場合があると感じております。対面での打合せは、細かなニュアンスや認識のズレをその場で確認しやすく、また、資料や現物を直接見ながら具体的な議論ができるというメリットがあります。業務を適正かつ円滑に実施するために、相互の信頼関係を維持し、意思疎通がスムーズになりやすい対面での打合せを行うことを仕様書に記載させていただいています。なお、上記の趣旨から、プロポーザル実施要領において、「福井県の求めに応じて随時来庁し、対応できる体制を整えている者であること」という参加資格要件を設けておりますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご調整のほどよろしく願います。

【質問⑦】

プロポーザル実施要領「1.1 審査および委託先候補者の選定等」に関してプレゼンテーション参加者に責任者は必須などの規定はありますか。また、現地・WEBなど実施方法をご教示願います。

【回答⑦】

参加者について当課から指定することはありませんが、3名までとします。実施方法は、回答⑥の趣旨と同じく、現地、対面でのプレゼンテーションを推奨しています。詳細は参加資格の認定を受けた者あて、別途通知させていただきます。

担当

福井県健康福祉部長寿福祉課

高齢者支援グループ 茶園・小林

TEL：0776-20-0331 FAX：0776-20-0713

E-mail：choju@pref.fukui.lg.jp